

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案	
政策の名称	金の採取における水銀等の使用に係る措置	
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp	
評価実施時期	平成27年3月5日(木)	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、金鉱から水銀等を用いた方法で金を採取することを禁止する。	
内容	金鉱から水銀等を用いた方法で金を採取することを禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。	
	関連条項	第20条
必要性	条約上、「零細及び小規模な金の採掘及び加工における水銀等の使用の削減」が求められており、その担保のため、金鉱から水銀等を用いた方法での金の採取を禁止することが必要。	
費用		
	遵守費用	なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。
	行政費用	国において、事業者が金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っていないかどうかの監督の費用が発生する。
	その他の費用	なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。
便益	我が国において、金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行うことが法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。罰則規定を設けることで、国による監督・行政指導に要する費用を削減できる。	
想定される代替案		
代替案①	水銀等を用いた金の採取の禁止を事業者の努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。
	行政費用	国において、事業者が金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っていないかどうかの監督及び金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っていた場合の行政指導に係る費用が発生する。

	その他の費用	なし(現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はない)。
便 益		現状、我が国において金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はなく、規制が最小化される。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:我が国において、金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行っている実態はないことから、いずれの場合も事業者には費用負担は発生しないが、代替案①では、我が国が条約上の義務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導が必要となるため、新法による規制案に比べて相当多い行政費用が発生する。

便益:新法による規制案は、条約発効後における金鉱から水銀等を用いた方法で金を採取することが法的に禁止にされることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるが、代替案①では、将来的に金鉱から水銀等を用いた方法で金の採取を行う事業者が現れないことを確実に担保できないため、条約担保の観点からは不十分である。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法における規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

我が国においてはASGMにおける水銀及び水銀化合物の使用の実態は確認されておらず、今後も水銀等を使用した金の採掘が行われる可能性は低いものと考えられるが、将来におけるASGMでの水銀及び水銀化合物の使用は法的には禁止されていないことから条約担保のための法的措置が必要である。その際、条約上ASGMにおける水銀及び水銀化合物の使用の禁止までは求められていないが、現状を後退させるべきではないことから、禁止することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考